

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉について適用する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条の二 （新設）</p> <p>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第一条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各</p>

- 一 (略)
- 二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。
- イ 試験研究用等原子炉施設の位置
- (1) 敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）
- (2) 敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置
- ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造
- (1) 耐震構造（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）
- (2) 耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
- (3) その他の主要な構造
- ハ 原子炉本体の構造及び設備

- 号によるものとする。
- 一 (略)
- 二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。
- イ 試験研究用等原子炉施設の位置
- (イ) 敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）
- (ロ) 敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置
- ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造
- (イ) 耐震構造（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）（新設）
- (ロ) その他の主要な構造
- ハ 原子炉本体の構造及び設備

	(1) 試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）
	(i) 構造
	(ii) 燃料体の最大挿入量
	(iii) 主要な核的制限値
	(iv) 主要な熱的制限値
(2) 燃料体	
(i) 燃料材の種類	
(ii) 被覆材の種類	
(iii) 燃料要素の構造	
(iv) 燃料集合体の構造	
(v) 最高燃焼度	
(3) 減速材及び反射材の種類	
(4) 原子炉容器	
(i) 構造	
(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度	
(5) 放射線遮蔽体の構造	
(6) その他の主要な事項	
ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
(1) 核燃料物質取扱設備の構造	
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	
ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備	
(1) 一次冷却設備	
(i) 冷却材の種類	

	(イ) 炉心
	(1) 構造
	(2) 燃料体の最大挿入量
	(3) 主要な核的制限値
	(4) 主要な熱的制限値
(ロ) 燃料体	
(1) 燃料材の種類	
(2) 被覆材の種類	
(3) 燃料要素の構造	
(4) 燃料集合体の構造	
(5) 最高燃焼度	
(ハ) 減速材及び反射材の種類	
(ニ) 原子炉容器	
(1) 構造	
(2) 最高使用圧力及び最高使用温度	
(ホ) 放射線しやへい体の構造	
(ヘ) その他の主要な事項	
ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
(イ) 核燃料物質取扱設備の構造	
(ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	
ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備	
(イ) 一次冷却設備	
(1) 冷却材の種類	

- (5) (iii) 反応度制御能力
 (ii) 主要な機器の個数及び構造
 (i) 制御材の個数及び構造
- (4) (iii) 非常用制御設備
 (ii) 制御材の個数及び構造
 (i) 制御材駆動設備の個数及び構造
 反応度制御能力
- (3) (ii) 原子炉停止回路の種類
 (i) その他の主要な安全保護回路の種類
 制御設備
- (2) (ii) その他の主要な計装の種類
 (i) 核計装の種類
 安全保護回路
- (1) (ii) 計測制御系統施設の構造及び設備
 (i) 計装
- (4) (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 (i) 冷却材の種類
 非常用冷却設備
 冷却材の種類
 二次冷却設備
 主要な機器の個数及び構造
 冷却材の種類
- (3) (ii) 冷却材の種類
 (i) 冷却材の温度及び圧力
 二次冷却設備
- (2) (ii) 冷却材の温度及び圧力
 (i) 冷却材の種類
 二次冷却設備
- (1) (ii) 冷却材の種類
 (i) 冷却材の温度及び圧力
 二次冷却設備
- その他の主要な事項

- (ホ) (3) 反応度制御能力
 (2) 主要な機器の個数及び構造
 (1) 制御材の個数及び構造
- (ニ) (3) 非常用制御設備
 (2) 制御材の個数及び構造
 (1) 制御材駆動設備の個数及び構造
 反応度制御能力
- (ハ) (2) その他の主要な安全保護回路の種類
 (1) 原子炉停止回路の種類
 制御設備
- (ロ) (2) その他の主要な計装の種類
 (1) 核計装の種類
 安全保護回路
- (イ) (2) 計測制御系統施設の構造及び設備
 (1) 計装
- (ニ) (2) 主要な機器及び管の個数及び構造
 (1) 冷却材の種類
 非常用冷却設備
 冷却材の種類
 二次冷却設備
 主要な機器の個数及び構造
 冷却材の種類
- (ロ) (2) 冷却材の温度及び圧力
 (1) 冷却材の種類
 二次冷却設備
- (ハ) (2) 冷却材の種類
 (1) 冷却材の温度及び圧力
 二次冷却設備
- (イ) (2) 冷却材の種類
 (1) 冷却材の温度及び圧力
 二次冷却設備
- その他の主要な事項

三
(略)

- ト | 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
 - (1) | 気体廃棄物の廃棄施設構造
 - (i) | 廃棄物の処理能力
 - (ii) | 排気口の位置
 - (iii) | 液体廃棄物の廃棄設備構造
 - (2) | 液体廃棄物の廃棄設備構造
 - (i) | 廃棄物の処理能力
 - (ii) | 排気口の位置
 - (iii) | 排出口の位置
 - (3) | 固体廃棄物の廃棄設備構造
 - (i) | 廃棄物の処理能力
 - (ii) | 廃棄物の処理能力
- チ | 放射線管理施設の構造及び設備
 - (1) | 屋内管理用の主要な設備の種類
 - (2) | 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ | 原子炉格納施設の構造及び設備
 - (1) | 構造
 - (2) | 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
 - (3) | その他の主要な事項
- ヌ | 其他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備
 - (1) | 非常用電源設備の構造
 - (2) | 主要な実験設備の構造
 - (3) | その他の主要な事項

三
(略)

- ト | 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
 - (イ) | 気体廃棄物の廃棄施設構造
 - (1) | 廃棄物の処理能力
 - (2) | 排気口の位置
 - (3) | 液体廃棄物の廃棄設備構造
 - (ロ) | 液体廃棄物の廃棄設備構造
 - (1) | 廃棄物の処理能力
 - (2) | 廃棄物の処理能力
 - (3) | 排出口の位置
 - (ハ) | 固体廃棄物の廃棄設備構造
 - (1) | 廃棄物の処理能力
 - (2) | 廃棄物の処理能力
- チ | 放射線管理施設の構造及び設備
 - (イ) | 屋内管理用の主要な設備の種類
 - (ロ) | 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ | 原子炉格納施設の構造及び設備
 - (イ) | 構造
 - (ロ) | 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
 - (ハ) | その他の主要な事項
- ヌ | 其他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備
 - (イ) | 非常用電源設備の構造
 - (ロ) | 主要な実験設備の構造
 - (ハ) | その他の主要な事項

四 法第二十三条第二項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。

一 九 (略)

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。)の種類、程度、影響等に関する説明書

十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

四 法第二十三条第二項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。

一 九 (略)

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本三通とする。

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査

のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 (略)

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本三通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

- 一 圧力容器、熱交換器、管等の耐圧強度
- 二 燃料体、減速材等の耐熱、耐放射線等の強度
- 三 放射線しゃへい
- 四 試験研究用等原子炉施設の耐震性（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶の耐衝突性を含む。）
- 五 炉心の核的設計及び熱的設計
- 六 安全弁及び逃がし弁の吹出量
- 七 核燃料物質貯蔵施設の核燃料物質の臨界防止
- 八 制御設備の制御能力
- 九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

五 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

3 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本一通とする。

(性能の技術上の基準)

第三条の五 法第二十八条第二項第二号に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 試験研究用等原子炉の停止装置、崩壊熱除去装置及び非常用動力源、非常用制御電源、安全弁、非常用閉鎖装置その他の非常用安全装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。
- 二 申請書等及びその添付書類に記載した連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を動作させない装置をいう。)及び警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。
- 三 制御系の反応度抑制効果が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること。
- 四 試験研究用等原子炉の内蔵する過剰反応度が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
- 五 最大使用熱出力において運転する場合において、原子炉本体の一次冷却材の出口温度の飽和値又は最大値及び密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。以下同じ。)内に

密閉されている原子炉をいう。)にあつては容器内の圧力の飽和値又は最大値が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

六| 試験研究用等原子炉施設中人の常時立ち入る場所、試験研究用等原子炉の運転中特に立ち入る場所、試験研究用等原子炉の運転停止後一定時間後に立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

七| 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

八| 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

九| 試験研究用等原子炉の平常運転時における原子炉格納施設内の圧力及び原子炉格納施設の漏えい率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

十| 反応度パルス運転を行う試験研究用等原子炉にあつては、その積算熱出力が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

(溶接の方法の認可)

(溶接の方法の認可)

第三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

(合併及び分割の認可の申請)

第五条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては

第三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本一通とする。

(施設定期検査の技術上の基準)

第三条の十七 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三条の五各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 試験研究用等原子炉施設の耐圧、耐放射線その他の性能が、法第二十八条の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(合併の認可の申請)

第五条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出

署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款

しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款

五 前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録			
イ 法第二十八条第一項の規定による使用前検査の結果	検査の都度		(略)
ロ 法第二十九条第一項の規定による施設定期検査	検査の都度		(略)

(新設)

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録			
イ 法第二十八条第一項の規定による使用前検査の結果	検査のつど		(略)
ロ 法第二十九条第一項の規定による施設定期検査	検査のつど		(略)

	の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	度	び交替の都	(略)
三	燃料体の記録			(略)
イ	燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡	度	し	の都
ロ	試験研究用等原子炉への燃料体の種類別の挿入	度	挿入の都	度
ハ	使用済燃料の種類別の取出	度	し	の都
ニ	取り出した使用済燃料の燃焼度	度	又は毎月	一回
ホ	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	度	置	替
ヘ	使用済燃料の種類別の	度	払出しの都	度
ト	（略）			(略)
四	放射線管理記録			(略)
イ	原子炉本体、使用済燃			(略)

	の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	ど	び交替のつ	(略)
三	燃料体の記録			(略)
イ	燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡	ど	し	のつ
ロ	試験研究用等原子炉への燃料体の種類別の挿入	ど	挿入のつ	ど
ハ	使用済燃料の種類別の取出	ど	し	のつ
ニ	取り出した使用済燃料の燃焼度	ど	又は毎月	一回
ホ	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	ど	置	替
ヘ	使用済燃料の種類別の	ど	払出しのつ	ど
ト	（略）			(略)
四	放射線管理記録			(略)
イ	原子炉本体、使用済燃			(略)

料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

ロ・ハ (略)

ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験

研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量

ホ〜ヘ (略)

(略) (略)

(略) (略)

料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率

ロ・ハ (略)

ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験

研究用等原子炉設置者等に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者等が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量

ホ〜ヘ (略)

(略) (略)

(略) (略)

<p>ト 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>チ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>又 放射性物質による汚染の広がり、防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p>
<p>廃棄の都度</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>封入又は固型化の都度</p>	<p>防止及び除去の都度</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>ト 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>チ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>又 放射性物質による汚染の広がり、防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p>
<p>廃棄のつど</p>	<p>廃棄のつど</p>	<p>封入又は固型化のつど</p>	<p>防止及び除去のつど</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

五 保守記録	イ 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）	(略)	(略)
	ロ 試験研究用等原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	(略)
	六 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用記録	利用の都度	(略)
	イ	利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度
	ロ	試験研究用等原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度
	七 試験研究用等原子炉施設等の事故記録	その都度	(略)
	イ	事故の発生及び復旧の時	その都度
	ロ	事故の状況及び事故に	(略)

五 保守記録	イ 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）	(略)	(略)
	ロ 試験研究用等原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理のつど	(略)
	六 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用記録	利用のつど	(略)
	イ	利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用のつど
	ロ	試験研究用等原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用のつど
	七 試験研究用等原子炉施設等の事故記録	そのつど	(略)
	イ	事故の発生及び復旧の時	そのつど
	ロ	事故の状況及び事故に	(略)

	際して採った処置		
	ハ 事故の原因	その都度	(略)
	ニ 事故後の処置	その都度	(略)
	八 (略)	(略)	(略)
	九 保安教育の記録		
	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	(略)
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	(略)
	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	(略)
	十 第十四条の二の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果		
	イ 第十四条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	(略)
	ロ 第十四条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	(略)
	ハ 第十四条の二第二項第二号に掲げる計画	策定の都度	(略)
	十一 品質保証計画	策定及び改定の都度	(略)
	十二 第十四条の三に規定する防護措置の記録		
	イ (略)	(略)	(略)
	ロ 第十四条の三第二項第	発行の都度	(略)

	際して採った処置		
	ハ 事故の原因	そのつど	(略)
	ニ 事故後の処置	そのつど	(略)
	八 (略)	(略)	(略)
	九 保安教育の記録		
	イ 保安教育の実施計画	策定のつど	(略)
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施のつど	(略)
	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施のつど	(略)
	十 第十四条の二の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果		
	イ 第十四条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価のつど	(略)
	ロ 第十四条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価のつど	(略)
	ハ 第十四条の二第二項第二号に掲げる計画	策定のつど	(略)
	十一 品質保証計画	策定及び改定のつど	(略)
	十二 第十四条の三に規定する防護措置の記録		
	イ (略)	(略)	(略)
	ロ 第十四条の三第二項第	発行のつど	(略)

<p>一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>ハ 第十四条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>ニ (略)</p>	<p>ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名</p>	<p>ヘ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況</p>
<p>点検の都度又は毎日一回</p>	<p>点検の都度</p>	<p>(略)</p>	<p>点検又は保守の都度</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>ハ 第十四条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>ニ (略)</p>	<p>ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名</p>	<p>ヘ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況</p>
<p>点検のつど又は毎日一回</p>	<p>点検のつど</p>	<p>(略)</p>	<p>点検又は保守のつど</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

況並びにその担当者の氏名 ト 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況 チ 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練の実施状況 リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	指定の都度 教育及び訓練の実施の都度 評価又は改善の実施の都度	(略) (略) (略)
---	---------------------------------------	-------------------

2 〃 9 (略)

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)
 第十条 (略)

一 〃 三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 (略)

(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)

況並びにその担当者の氏名 ト 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況 チ 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練の実施状況 リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	指定のつど 教育及び訓練の実施のつど 評価又は改善の実施のつど	(略) (略) (略)
---	---------------------------------------	-------------------

2 〃 9 (略)

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)
 第十条 (略)

一 〃 三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 (略)

(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)

第十四条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

3 試験研究用等原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

(防護措置)

第十四条の三 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周

第十四条の二 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 原子炉設置者は、原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

3 原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

(防護措置)

第十四条の三 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周

「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するた
めの区域(以下「立入制限区域」という。)を定め
、柵等の障壁によつて区画すること。

四 八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措
置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用
いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視さ
せること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設
その他の堅固な構造の施設(以下この号及び第十
二号において単に「施設」という。)であつて次
に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特
定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (4) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域
又は施設の出入口に施設する場合は、次に掲げる措
置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を

「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するた
めの区域(以下「立入制限区域」という。)を定め
、さく等の障壁によつて区画すること。

四 八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措
置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用
いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視さ
せること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設
等の堅固な構造の施設(以下この号及び第十二号
において単に「施設」という。)であつて次に掲
げる措置を講じたものの中に置かれている特定核
燃料物質については、この限りでない。

(1) (4) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域
又は施設の出入口に施設する場合は、次に掲げる措
置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更

行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を嚴重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 二十二 (略)

3 6 (略)

(原子力船の入港の届出)

第十四条の四 法第三十六条の二第一項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前（法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前）までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 入港の二十四時間前から出港時までの試験研究用等原子炉の使用する熱出力

九 十三 (略)

を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを嚴重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 二十二 (略)

3 6 (略)

(原子力船の入港の届出)

第十四条の四 法第三十六条の二第一項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前（法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前）までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 入港の二十四時間前から出港時までの原子炉の使用する熱出力

九 十三 (略)

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉にそう入し、又は使用済燃料を試験研究用等原子炉から取出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

2 (略)

3 前二項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十四 (略)

十五 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）に関すること。

十六 十九 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十四 港内において燃料体を原子炉にそう入し、又は使用済燃料を原子炉から取出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

2 (略)

3 前二項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十四 (略)

十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十六 十九 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本一通とする。

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)
第十五条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(試験研究用等原子炉主任技術者の選任等)

第十六条 法第四十条第一項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任は、試験研究用等原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)における同一型式の試験研究用等原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(核物質防護規定)

第十六条の二 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。

一・二 (略)

(核物質防護管理者の選任等)

第十六条の三 法第四十三条の三第一項の規定による核

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)
第十五条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(試験研究用等原子炉主任技術者の選任等)

第十六条 法第四十条第一項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任は、原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)における同一型式の試験研究用等原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(核物質防護規定)

第十六条の二 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び副本二通とする。

一・二 (略)

(核物質防護管理者の選任等)

第十六条の三 法第四十三条の三第一項の規定による核

物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。

2 法第四十三條の三第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。

一 第一条第二号に掲げる試験研究用等原子炉

二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち令第六十四條の表第二号の原子力規制委員会が告示で定めるもの

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六條の六 法第四十三條の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 （略）

2・3 （略）

（事故故障等の報告）

第十六條の十四 法第六十二條の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するとき

物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。

2 法第四十三條の三第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（新設）

（新設）

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六條の六 法第四十三條の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 （略）

2・3 （略）

（事故故障等の報告）

第十六條の十四 法第六十二條の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排气施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(新設)

四 試験研究用等原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排气施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

六〇八 (略)

九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

十 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十一・十二 (略)

(届出書類の提出部数)

第十九条 法第二十六条第二項若しくは第三項又は法第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

五〇七 (略)

八 試験研究用等原子炉施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九 試験研究用等原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十・十一 (略)

(届出書類の提出部数)

第十九条 法第二十六条第二項若しくは第三項又は法第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

(身分を示す証明書)

第二十条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続き)

第二十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第十六条第二項の書類
- 二 (略)

様式第1 (第4条関係)

運輸計画

年 月 日

(身分を示す証明書)

第二十条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続き)

第二十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第十六条第三項の書類
- 二 (略)

様式第1 (第4条関係)

運輸計画

年 月 日

原子力規制委員会 殿	住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 30 条及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 4 条第 1 項 (第 2 項、第 3 項) の規定により次のとおり届け出ます。	
(略)	
備考 1 (略)	
2 この報告書は、 <u>試験研究用等原子炉ごと</u> に作成すること。	
3 (略)	

原子力規制委員会 殿	住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 30 条及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 4 条第 1 項 (第 2 項、第 3 項) の規定により次のとおり届け出ます。	
(略)	
備考 1 (略)	
2 この報告書は、 <u>原子炉ごと</u> に作成すること。	
3 (略)	

様式第 2 (第 18 条関係)

平成	年度	期放射線管理等報告書	年	月	日
原子力規制委員会 殿	住所	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印			
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 18 条第 1 項の規定により次のと					

様式第 2 (第 18 条関係)

平成	年度	期放射線管理等報告書	年	月	日
原子力規制委員会 殿	住所	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印			
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 18 条第 1 項の規定により次のと					

<p>おり報告します。</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を<u>試験研究用等原子炉設置</u>書に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布(略)</p> <p>4 <u>試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力</u>(注4) <u>【試験研究用等原子炉の名称…】</u> (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 <u>試験研究用等原子炉ごとに記載すること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>備考1・2 (略)</p>	<p>おり報告します。</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を<u>原子炉設置者に書面で申</u>し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布(略)</p> <p>4 <u>原子炉の運転時間及び熱出力</u>(注4) <u>【原子炉の名称…】</u> (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 <u>原子炉ごとに記載すること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>備考1・2 (略)</p>
<p>様式第2の2(第20条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏 面)</p>	<p>様式第2の2(第20条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏 面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)</p> <p>(略)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)</p> <p>(略)</p>

<p>第 37 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、<u>第 43 条の 3 の 24 第 6 項</u>、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>第 37 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第 2 の 3 (第 20 条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏 面)</p>	<p>様式第 2 の 3 (第 20 条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏 面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p>

<p>第12条の2 (略)</p>	<p>第12条の2 (略)</p>
<p>第43条の2 (略)</p> <p>2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の2第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「<u>試験研究用等原子炉設置者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、<u>第43条の3の27第2項</u>、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>第43条の2 (略)</p> <p>2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の2第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「<u>原子炉設置者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第3 (第20条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による (略)</p>	<p>様式第3 (第20条関係)</p> <p>(表 面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による (略)</p>

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣に於ては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会に於ては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会に於ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立ち入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣に於ては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会に於ては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会に於ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立ち入検査のほか、第 16 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入りの検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機體の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機體の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十七 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十二 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第4項まで又は第12項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした

罰金に処し、又はこれを併科する。

三十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 5 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

○核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 （新設）</p> <p>この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）
第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 （略）

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質

（新設）

（新設）

（核燃料物質の使用の許可の申請）
第一条の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 （略）

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

（削る）

（削る）

及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

（新設）

（新設）

一 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による放射線のしやへい及び核燃料物質等で廃棄しようとするもの（以下「放射性廃棄物」という。）の廃棄に関する説明書（以下「障害対策書」という。）

三 操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（変更の許可の申請）
第二条（略）

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）

二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書（以下「安全対策書」という。）

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本一通とする。

（変更の許可の申請）
第二条（略）

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

（新設）

（新設）

一 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

(削る)

(削る)

- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を

二 変更後における障害対策書

三 変更後における安全対策書

- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本一通とする。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられているものであること。

要するものをいう。)をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフリードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

二 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保す

二 使用施設等は、これらに作用する地震力による損壊により一般公衆に放射線障害を及ぼさないように

る上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。

三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。

四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。

五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 通常時において使用施設等からの直接線及びブスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。

ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要が

施設されているものであること。

三 使用施設等に属する主要な容器又は管は、耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものであること。

四 セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六| 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ| 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ| イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ| 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ| 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ| 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発

六| 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

の危険性がないものを除く。)を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七| 使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみ

だりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らな

いような措置が講じられているものであること。

イ| 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ| 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

八| 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため

、次に掲げる要件を備えていること。

イ| 核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若し

七| 密封されていない核燃料物質等を使用するフードは、その開口部の風速を適切に維持しうるものであること。

八| プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持しうるものであること。

くは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられていないものであること。

ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。

ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。

九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。

九 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

十 しやへい壁その他のしやへい物は、第二条の第二項又は第二項の規定により施設検査の申請書に記載された最大の量の核燃料物質を使用し、又は貯蔵する場合において、人が常時立ち入る場所における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量を

十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。

十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に

一週間につき一ミリシーベルト以下とする能力を有する構造であること。

十一 使用施設等の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、排気口又はこれに近接する個所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに警報を発する装置は、迅速、かつ、確実に動作するものであること。

十二 廃棄施設は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有する構造であること。

十三 非常用動力源その他の非常用安全装置は、迅速、かつ、確実に動作するものであること。

十四 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

（新設）

事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。

十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壞に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

(新設)

二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設すること。

(新設)

二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。

(新設)

二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。

(新設)

二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。

(新設)

二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤

(新設)

操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

（新設）

（新設）

と。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるよう使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水

(新設)

口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

へ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。

チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

リ 標識が設けられていること。

二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。

三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所

(新設)

(新設)

における排気中の放射性物質の濃度

ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

(新設)

(新設)

(新設)

三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一	施設検査の記録 法第五十条の二第一項の規定による	検査の都度	(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一	施設検査の記録 法第五十条の二第一項の規定による	検査のつど	(略)

検査の結果

二 放射線管理記録

イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	（略）	（略）
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水する場合は連続して）	（略）
ハ〜ヘ （略）	（略）	（略）
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	（略）
チ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の	廃棄の都度	（略）

検査の結果

二 放射線管理記録

イ 使用施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	（略）	（略）
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水のつど（連続して排気又は排水する場合は連続して）	（略）
ハ〜ヘ （略）	（略）	（略）
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	（略）
チ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の	廃棄のつど	（略）

五 使用施設等の事故記録	四 警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	ハ 使用施設等の定期的な自主検査の結果（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	イ （略）	三 保守記録	リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法
	その都度	検査の都	度	修理の都	度	封入又は固型化の都度	
	一年間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
四 使用施設等の事故記録	四 警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	ハ 使用施設等の定期的な自主検査の結果（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	イ （略）	三 保守記録	リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法
	(新設)	(新設)	検査のつど	修理のつど	度	封入又は固型化のつど	
	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	

イ	事故の発生及び復旧の時に 事故の状況及び事故に際 して採った処置	その都度	(略)
ロ	事故の原因	その都度	(略)
ハ	事故後の処置	その都度	(略)
ニ	保安教育の記録	策定の都	(略)
イ	保安教育の実施計画	策定の都	(略)
ロ	保安教育の実施日時及び 項目	実施の都	(略)
ハ	保安教育を受けた者の氏 名	実施の都	(略)
七	品質保証計画（令第四十一 条各号に掲げる核燃料物質に 係るものに限る。）	策定及び 改定の都	(略)
八	第三条の三に規定する防護 措置の記録	度	(略)
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第三条の三第二項第一号 に規定する防護区域、同項 第二号に規定する周辺防護 区域又は同項第三号に規定 する立入制限区域へ立ち入 る者への証明書等の発行の 状況及びその担当者の氏名	発行の都	(略)

イ	事故の発生及び復旧の時 に事故の状況及び事故に際 して採った処置	そのつど	(略)
ロ	事故の原因	そのつど	(略)
ハ	事故後の処置	そのつど	(略)
ニ	保安教育の記録	策定のつ	(略)
イ	保安教育の実施計画	策定のつ	(略)
ロ	保安教育の実施日時及び 項目	実施のつ	(略)
ハ	保安教育を受けた者の氏 名	実施のつ	(略)
六	品質保証計画（令第四十一 条各号に掲げる核燃料物質に 係るものに限る。）	策定及び 改定のつ	(略)
七	第三条の三に規定する防護 措置の記録	度	(略)
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第三条の三第二項第一号 に規定する防護区域、同項 第二号に規定する周辺防護 区域又は同項第三号に規定 する立入制限区域へ立ち入 る者への証明書等の発行の 状況及びその担当者の氏名	発行のつ	(略)

ハ	第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検の都度又は毎日一回	(略)
ニ	(略)	(略)	(略)
ホ	特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検の都度	(略)
ヘ	特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	(略)
ト	特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定の都度	(略)
チ	特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育及び訓練の実施の都度	(略)
リ	防護措置の評価及び改善の実施状況	評価又は改善の実	(略)

ハ	第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検の都度又は毎日一回	(略)
ニ	(略)	(略)	(略)
ホ	特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検の都度	(略)
ヘ	特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	(略)
ト	特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定の都度	(略)
チ	特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育及び訓練の実施の都度	(略)
リ	防護措置の評価及び改善の実施状況	評価又は改善の実	(略)

256 (略)

7 第一項の表第二号チ及びリ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 (略)

(保安規定)

第二条の十二 法第五十六条の三第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ5ハ (略)

三5十 (略)

十一 非常の場合に採るべき措置(発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における措置を含む。)に関する事

十二5十五 (略)

256 (略)

7 第一項の表第二号チ及びリ並びに第四号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 (略)

(保安規定)

第二条の十二 法第五十六条の三第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ5ハ (略)

三5十 (略)

十一 非常の場合に採るべき措置に関する事

十二5十五 (略)

2
(略)

(貯蔵の技術上の基準)

第三条の二 法第五十七条第一項に規定する貯蔵の技術上の基準については、前条第四号から第十二号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、使用者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号並びに準用された同条第七号から第十号まで及び第十二号の規定は、適用しない。

一 三 (略)

四 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。

五 核燃料物質(前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)の貯蔵は、核燃料物質が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他核燃料物質が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

六 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

(防護措置)

第三条の三 (略)

2
(略)

(貯蔵の技術上の基準)

第三条の二 法第五十七条第一項に規定する貯蔵の技術上の基準については、前条第四号から第十二号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、使用者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号並びに準用された同条第七号から第十号まで及び第十二号の規定は、適用しない。

一 三 (略)

四 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。

五 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

(新設)

(防護措置)

第三条の三 (略)

- 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 (略)
 - 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。
 - 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、柵等の障壁によつて区画すること。
 - 四 八 (略)
 - 九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ (略)
 - ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。
- (1) (4) (略)

- 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 (略)
 - 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域をさく等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。
 - 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、さく等の障壁によつて区画すること。
 - 四 八 (略)
 - 九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ (略)
 - ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。
- (1) (4) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 二十二 (略)

3 6 (略)

(核物質防護規定)

第三条の四 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通(使用施設等のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 二十二 (略)

3 6 (略)

(核物質防護規定)

第三条の四 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通(使用施設等のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び副本二通)とする。

(核物質防護管理者の選任等)
第三条の五 (略)

2 法第五十七条の三第二項において準用する法第十二
条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数
は、正本一通及び写し一通(使用施設等のうち第六
十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定める
ものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二
通)とする。

(事故故障等の報告)

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者(旧使用者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一 (略)

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより

(核物質防護管理者の選任等)
第三条の五 (略)

2 法第五十七条の三第二項において準用する法第十二
条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数
は、正本及び副本各一通とする。

(事故故障等の報告)

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者(旧使用者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一 (略)

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理に関し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするとき(次号に掲げる場合を除く。)

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしやへい機能その他の使用施設等の安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

四 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五～七 (略)

八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九 (略)

十 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十一・十二 (略)

四 使用施設等の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五～七 (略)

八 使用施設等の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九 (略)

十 使用施設等の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十一・十二 (略)

<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="text-align: center;">様式第1の4 (第10条関係)</p>	<p style="text-align: center;">(届出書類の提出部数)</p> <p>第九条 法第五十五条第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p style="text-align: center;">(身分を示す証明書)</p> <p>第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(人の出入り等の管理が行われている区域)</p> <p>第十一条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、<u>第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="text-align: center;">様式第1の4 (第10条関係)</p>	<p style="text-align: center;">(届出書類の提出部数)</p> <p>第九条 法第五十五条第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通、<u>副本一通及び写し一通とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(身分を示す証明書)</p> <p>第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(人の出入り等の管理が行われている区域)</p> <p>第十一条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、<u>第一条第二号に規定する管理区域とする。</u></p>

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2（略）

2～5（略）

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第57条の2（略）

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第57条の2第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2（略）

2～5（略）

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第57条の2（略）

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第57条の2第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第 12 条の 2 第 6 項 (第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、第 43 条の 3 の 27 第 2 項、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第 10 条関係)

(表 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安

四の四 第 12 条の 2 第 6 項 (第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第 10 条関係)

(表 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安

委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3へ5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8へ11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項

委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7へ10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項

<p>、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</p>	<p>、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</p>
---	---

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（製錬の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第三条第二項第三号及び第四号の製錬施設については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ（削る）</p> <p>ト（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通と</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（製錬の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第三条第二項第三号及び第四号の製錬施設については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ 製錬施設の建物</p> <p>ト（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本三通</p>

とする。

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(合併及び分割の認可の申請)

第三条 法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

とする。

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本三通とする。

(合併の認可の申請)

第三条 法第八条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により製錬の事業を承継する法人が現に製錬事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の分割後三年間における各事業年度別の製錬の事業の資金計画書及び収支見積書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(変更等の届出)

第四条 法第六条第二項、法第七条又は法第九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(防護措置)

二 合併の当事者の一方が製錬事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款

(新設)

五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の合併後三年間における各事業年度別の製錬の事業の資金計画書及び収支見積書

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(変更等の届出)

第四条 法第六条第二項、法第七条又は法第九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(防護措置)

第六条の二 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができする設備又は装置を設置すること。

四 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させる

第六条の二 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができする設備又は装置を設置すること。

四 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させる

こと。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵及び錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を嚴重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区

こと。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ及び錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを嚴重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区

域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができると造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロくニ (略)

十八(二十四) (略)

3

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防

域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができると造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロくニ (略)

十八(二十四) (略)

3

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等」とあるのは「さく等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周

「防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、
「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハ

辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四

に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」

号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」

とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三〇五（略）

（保安規定）

第七条（略）

2・3（略）

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第七条の三（略）

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（製錬施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。

三〇五（略）

（保安規定）

第七条（略）

2・3（略）

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核物質防護規定）

第七条の三（略）

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(核物質防護管理者の選任等)
第七条の四 (略)

2 法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通(製錬施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(報告の徴収)

第十二条 (略)

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第十三条 法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

様式第1の2 (第13条関係)

(表面)

(核物質防護管理者の選任等)
第七条の四 (略)

2 法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(報告の徴収)

第十二条 (略)

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通及び副本三通とする。

(身分を示す証明書)

第十三条 法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

様式第1の2 (第13条関係)

(表面)

<p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p>(略)</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>(略)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、<u>第 43 条の 3 の 24 第 6 項</u>、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>(略)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第 1 の 3 (第 1 3 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p>様式第 1 の 3 (第 1 3 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 12 条の 2 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第 12 条の 2 第 6 項 (第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、<u>第 43 条の 3 の 27 第 2 項</u>、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 12 条の 2 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第 12 条の 2 第 6 項 (第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第 2 (第 13 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p>様式第 2 (第 13 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣) については第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣) については第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の</p>

区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に同じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に同じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して

てはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機権の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究

はならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第 2 項から第 4 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機権の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 5 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究

<p> 炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、<u>第13号の3から第13号の7まで</u>、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)<u>又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)</u> 1億円以下の罰金刑 三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑 </p>	<p> 炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)<u>又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)</u> 1億円以下の罰金刑 三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑 </p>
--	--

○国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）</p> <p>第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の三第四項、法第四十三條の三の三十四第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十六条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理</p>	<p>（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）</p> <p>第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の三第四項、法第四十三條の三の三十三第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十六条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理</p>

事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

一～四 (略)

2 (略)

様式第 26 (第 8 条関係)

(表 面)

事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

一～四 (略)

2 (略)

様式第 26 (第 8 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 3 項又は同法第 68 条第 7 項の規定による

身分証明書

職名及び氏名

写真

年 月 日生
年 月 日公布

原子力規制委員会

印

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 3 項又は同法第 68 条第 6 項の規定による

身分証明書

職名及び氏名

写真

年 月 日生
年 月 日公布

原子力規制委員会

印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 8 の 2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- 四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）に及びこの法律の規定、都道府県公安委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 8 の 2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- 四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）に及びこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条の 2 第

にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～4 (略)

5 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立ち入り検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第 14 項の規定による立ち入り検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 (略)

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定による立ち入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは第 6 項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立ち入り検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第 13 項の規定による立ち入り検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定による立ち入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八一十 (略)

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)
第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とすること。

様式第 27 (第 8 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 23 第 2 項 (同法第 61 条の 23 条第 20 において準用する場合を含む。) 又の規定による

身分証明書

職名及び氏名

写真

年 月 日生
年 月 日公布

原子力規制委員会

印

七一九 (略)

十 第 68 条第 1 項 (製錬事業者等に係る部分を除く。)、第 2 項から第 4 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とすること。

様式第 27 (第 8 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 23 第 2 項 (同法第 61 条の 23 条第 20 において準用する場合を含む。) 又の規定による

身分証明書

職名及び氏名

写真

年 月 日生
年 月 日公布

原子力規制委員会

印

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20 第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第 1 項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の 2 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20 第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第 1 項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の 2 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、20 万円以下の罰金に処する。

三 第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

<p>第 80 条の 3 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。</p>	<p>第 80 条の 3 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。</p>
--	--

○核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（加工の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>（イ）核燃料物質の臨界防止に関する構造</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（加工の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建物の構造（耐火、耐震、防水、換気及び気密に関する構造を含む。）</p>

	(ロ)	放射線の遮蔽に関する構造
	(ハ)	核燃料物質等の閉じ込めに関する構造
	(ニ)	火災及び爆発の防止に関する構造
	(ホ)	耐震構造
	(ヘ)	耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
	(ト)	その他の主要な構造
	ハ・ニ	（略）
	ホ	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
	(イ)・(ロ)	（略）
	(ハ)	固体廃棄物の廃棄設備
	(1)・(2)	（略）
	(3)	保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
	へ・ト	（略）
	二・三	（略）
四		法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
イ		核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

	ハ・ニ	（略）
	ホ	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
	(イ)・(ロ)	（略）
	(ハ)	固体廃棄物の廃棄設備
	(1)・(2)	（略）
	(3)	（新設）
	へ・ト	（略）
	二・三	（略）
		（新設）

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

五 法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 設計基準事故（事業許可基準規則第一条第二項第一号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。） 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2 前項の申請書に添付すべき核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定す

（新設）

2 前項の申請書に添付すべき核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定す

る事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 加工施設の放射線の管理に関する説明書

七 加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

八 現に事業を行つている場合にあつては、その事業の概要に関する説明書

九 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(重大事故)

第二条の二 法第十四条第一号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

一 臨界事故

二 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失

(変更の許可の申請)

る事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

七 加工施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される加工施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

八 現に事業を行なつている場合にあつては、その事業の概要に関する説明書

九 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(新設)

(変更の許可の申請)

第三条 令第八条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第二条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては、第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第二条第一項第四号に掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第二条第一項第五号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに定める事項を記載すること。

二 (略)

2 法第十三条第二項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更に係る許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 変更に係る加工施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

第三条 令第八条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

二 (略)

2 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更に係る許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

四 変更に係る加工施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

五 (略)

(削る)

六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書

七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条の二 法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の方法（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(新設)

三 (略)

四 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

五 変更後における加工施設の上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される加工施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

(新設)

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条の二 法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の方法（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による加工施設に関する設計及び工事の方法（加工施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

（削る）

イ くり (略)

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 (略)

2

前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を

一・二 (略)

三 次の区分による加工施設に関する設計及び工事の方法（加工施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ 建物

ロ 又 (略)

（新設）

四 (略)

2

前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 核燃料物質の臨界防止

二 放射線による被ばくの防止

添付しなければならない。

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の三 法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等
- 五 (略)

2| 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

三| 主要な加工施設の耐震性

四| 主要な容器及び管の耐圧強度

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の三 法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 工事を行なう工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 (略)
- (新設)
- 四 (略)

2| 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書

- 一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3
(略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第三条の四 法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類(第三条の十六の三第三項第一号において「申請書等」という。)に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の実施)

第三条の六 法第十六条の三第一項の使用前検査は、次の

- 一 類を添付しなければならない。
- 二 核燃料物質の臨界防止
- 三 放射線による被ばくの防止
- 四 主要な加工施設の耐震性
- 五 主要な容器及び管の耐圧強度

3
(略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第三条の四 法第十六条の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類(第三条の六の二及び第三条の十六の三第二項第一号において「申請書等」という。)に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の実施)

第三条の六 法第十六条の三第一項の使用前検査は、次の

各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一・二 (略)

三 放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

第三条の六の二 削除

各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一・二 (略)

三 建物、放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

(性能の技術上の基準)

第三条の六の二 法第十六条の三第二項第二号の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請書等及びその添付書類に記載した警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。)が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

三 主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。

四 加工施設中人が常時立ち入る場所、加工施設の使

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第三条の六の四 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 六 (略)

用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

五 核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力及び核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。

(機構が行う使用前検査の通知書)

第三条の六の四 (新設)

原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 六 (略)

3| (略)

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知することとする。

(溶接検査を要しない場合)

第三条の十一 法第十六条の四第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第一号トに規定する加工施設のうち
の主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 (略)

(溶接の方法の認可)

第三条の十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

2| (略)

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、すみやかに、その旨を機構に通知することとする。

(溶接検査を要しない場合)

第三条の十一 法第十六条の四第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第一号ルに規定する加工施設のうち
の主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 (略)

(溶接の方法の認可)

第三条の十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第三条の十六の二の二 法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 加工施設中人が常時立ち入る場所、加工施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査
- 五 加工施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第三条の十六の三 原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査

第三条の十六の二の二 法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第三条の六の二第一号から第四号まで及び第三条の十八第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（機構が行う施設定期検査の通知書）

第三条の十六の三 （新設）

の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一、六 （略）

3| （略）

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（削る）

原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一、六 （略）

2| （略）

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、すみやかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査の技術上の基準）

第三条の十八 法第十六条の五第二項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三条の六の二各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 加工施設における火災及び爆発を防止する能力そ

他の性能が、法第十六条の三の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(合併及び分割の認可の申請)

第四条 法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により加工の事業を承継する法人が現に加工事業者でない場合にあっては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最

(合併の認可の申請)

第四条 法第十八条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が加工事業者でない場合にあっては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行つてゐる事業の概要
に關する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立さ
れる法人又は分割により加工の事業の全部を承継す
る法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履
歴

五 前号に規定する法人が法第十五条第一号、第二号
及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する
書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立さ
れる法人の合併の日又は分割により加工の事業の全
部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む
毎事業年度における加工の事業の資金計画及び事業
の収支見積り

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記
載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一
通とする。

(変更等の届出)

第五条 法第十六条第二項、法第十七条又は法第十九条
第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正
本一通及び写し一通とする。

三 前号に規定する法人が現に行なつてゐる事業の概
要に關する説明書

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される
法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

(新設)

五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される
法人の合併の日以後五年内の日を含む毎事業年度に
おける加工の事業の資金計画及び事業の収支見積り

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通
とする。

(変更等の届出)

第五条 法第十六条第二項、法第十七条又は法第十九条
第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正
本及び副本各一通とする。

(記録)
 第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 加工施設の検査記録 イ 法第十六条の三第一項の規定による使用前検査の結果 ロ 法第十六条の五第一項の規定による施設定期検査の結果 ハ 第七条の四の二の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度 検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間

(記録)
 第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 加工施設の検査記録 イ 法第十六条の三第一項の規定による使用前検査の結果 ロ 法第十六条の五第一項の規定による施設定期検査の結果 ハ 第七条の四の二の規定による施設定期自主検査の結果	検査のつど 検査のつど	同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間

<p>器の数量及び比 場合には当該容 器に固型化した 器に固型化した 封入し、又は容 廃棄物を容器に 量、当該放射性 放射性物質の数 棄物に含まれる 、当該放射性廃 性廃棄物の種類 に投棄した放射 性及び経路 ト 廃棄施設に廃 棄し、又は海洋 に投棄した放射 性廃棄物の種類 、当該放射性廃 棄物に含まれる 放射性物質の数 量、当該放射性 廃棄物を容器に 封入し、又は容 器に固型化した 器に固型化した 場合には当該容 器の数量及び比</p>	<p>二 放射線管理記録 イ ホ (略) へ 工場又は事業 所の外において 運搬した核燃料 物質等の種類別 の数量、その運 搬に使用した容 器の種類並びに その運搬の日時 及び経路 ト 廃棄施設に廃 棄し、又は海洋 に投棄した放射 性廃棄物の種類 、当該放射性廃 棄物に含まれる 放射性物質の数 量、当該放射性 廃棄物を容器に 封入し、又は容 器に固型化した 器に固型化した 場合には当該容 器の数量及び比</p>	<p>運搬の都度</p>	<p>(略)</p>
<p>第七項に定める 期間</p>	<p>一年間</p>	<p>(略)</p>	<p>一年間</p>
<p>器の数量及び比 場合には当該容 器に固型化した 器に固型化した 封入し、又は容 廃棄物を容器に 量、当該放射性 放射性物質の数 棄物に含まれる 、当該放射性廃 性廃棄物の種類 に投棄した放射 性及び経路 ト 廃棄施設に廃 棄し、又は海洋 に投棄した放射 性廃棄物の種類 、当該放射性廃 棄物に含まれる 放射性物質の数 量、当該放射性 廃棄物を容器に 封入し、又は容 器に固型化した 器に固型化した 場合には当該容 器の数量及び比</p>	<p>二 放射線管理記録 イ ホ (略) へ 工場又は事業 所の外において 運搬した核燃料 物質等の種類別 の数量、その運 搬に使用した容 器の種類並びに その運搬の日時 及び経路 ト 廃棄施設に廃 棄し、又は海洋 に投棄した放射 性廃棄物の種類 、当該放射性廃 棄物に含まれる 放射性物質の数 量、当該放射性 廃棄物を容器に 封入し、又は容 器に固型化した 器に固型化した 場合には当該容 器の数量及び比</p>	<p>運搬のつど</p>	<p>(略)</p>
<p>第七項に定める 期間</p>	<p>一年間</p>	<p>(略)</p>	<p>一年間</p>

重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	封入又は固型化の都度	第七項に定める期間
チ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法は、その方法		
三 操作記録（法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工施設に係るものを除く。）		
イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあつては連続して	一年間
ロ （略）	（略）	（略）
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	一年間

重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	封入又は固型化のつど	第七項に定める期間
チ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法は、その方法		
三 操作記録（法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工施設に係るものを除く。）		
イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入のつど（連続式にあつては連続して	一年間
ロ （略）	（略）	（略）
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止のつど	一年間

二 警報装置から発せられた	その都度	一年間
ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	一年間
四 保守記録		
イ 加工施設の巡視及び点検の状況（法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通り操作した後	一年間

(新設)	(新設)	(新設)
二 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代のつど	一年間
四 保守記録		
イ 加工施設の巡視及び点検の状況（法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通り操作した後	一年間

ロ	加工施設の修理の状況及びその担当者 の氏名	に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は毎週一回とす る。	一年間
五	加工施設の事故記録		
イ	事故の発生及び復旧の時	その都度	第七項に定める期間
ロ	事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第七項に定める期間
ハ	事故の原因	その都度	第七項に定める期間
ニ	事故後の処置	その都度	第七項に定める期間
六	(略)	(略)	(略)
七	保安教育の記録		
イ	保安教育の実施計画	策定の都度	三年間

ロ	加工施設の修理の状況及びその担当者 の氏名	核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は毎週一回とす る。	一年間
五	加工施設の事故記録		
イ	事故の発生及び復旧の時	そのつど	第七項に定める期間
ロ	事故の状況及び事故に際して採った処置	そのつど	第七項に定める期間
ハ	事故の原因	そのつど	第七項に定める期間
ニ	事故後の処置	そのつど	第七項に定める期間
六	(略)	(略)	(略)
七	保安教育の記録		
イ	保安教育の実施計画	策定のつど	三年間

<p>イ 第七条の八の二 二第一項第一号 に掲げる評価の</p>	<p>評価の都度</p>	<p>第七項に定める 期間</p>
<p>ロ 保安教育の実 施日時及び項目</p>	<p>実施の都度</p>	<p>三年間</p>
<p>ハ 保安教育を受 けた者の氏名</p>	<p>実施の都度</p>	<p>三年間</p>
<p>八 第七条の二の二 の品質保証計画に 関しての文書及び 品質保証計画に従 った計画、実施、 評価及び改善状況 の記録（他の号に 掲げるものを除く 。）</p>	<p>当該文書又は記 録の作成又は変 更は変更の都度</p>	<p>当該文書又は記 録の作成又は変 更後五年が経過 するまでの期間</p>
<p>九 第七条の八の 二の規定による加 工施設の定期的な 評価の結果 （削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>

<p>イ 第七条の八の二 二第二項第一号 に掲げる評価の</p>	<p>評価のつど</p>	<p>第七項に定める 期間</p>
<p>ロ 保安教育の実 施日時及び項目</p>	<p>実施のつど</p>	<p>三年間</p>
<p>ハ 保安教育を受 けた者の氏名</p>	<p>実施のつど</p>	<p>三年間</p>
<p>八 第七条の二の二 の品質保証計画に 関しての文書及び 品質保証計画に従 った計画、実施、 評価及び改善状況 の記録（他の号に 掲げるものを除く 。）</p>	<p>当該文書又は記 録の作成又は変 更は変更のつど</p>	<p>当該文書又は記 録の作成又は変 更後五年が経過 するまでの期間</p>
<p>九 第七条の八の 二の規定による加 工施設の定期的な 評価の結果 （削る）</p>	<p>評価のつど</p>	<p>第七項に定める 期間</p>

結果	ロ 第七条の八の 二第二項第二号 に掲げる計画 第七条の九に規 定する防護措置の 記録	イ (略)	ロ 第七条の九第 二項第一号に規 定する防護区域 、同項第二号に 規定する周辺防 護区域又は同項 第三号に規定す る立入制限区域 へ立ち入ろうと する者への証明 書等の発行の状 況及びその担当 者の氏名	ハ 第七条の九第 二項第一号に規 定する防護区域
計画策定の都 度	発行の都度	(略)		点検の都度又 は毎日一回
第七項に定める 期間		(略)		一年間

結果	ハ 第七条の八の 二第二項第二号 に掲げる計画 第七条の九に規 定する防護措置の 記録	イ (略)	ロ 第七条の九第 二項第一号に規 定する防護区域 、同項第二号に 規定する周辺防 護区域又は同項 第三号に規定す る立入制限区域 へ立ち入ろうと する者への証明 書等の発行の状 況及びその担当 者の氏名	ハ 第七条の九第 二項第一号に規 定する防護区域
計画策定のつ ど	発行のつど	(略)		点検のつど又 は毎日一回
第七項に定める 期間		(略)		一年間

、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	(略)	点検の都度	(略) 一年間
ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	一年間	
ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名 ト 防護のために	教育又は訓練	五年間	

、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	(略)	点検のつど	(略) 一年間
ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守のつど	一年間	
ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名 ト 防護のために	教育又は訓練	五年間	

十三	工場又は事	<p>十二 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の設備の名称</p>	<p>十一 法第二十二條の七の二第一項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果</p>	十一	<p>法第二十二條の七の二第一項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果</p>	<p>リ 防護措置の評価及び改善の実施状況</p>	<p>チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</p>	<p>必要な教育及び訓練の実施状況</p>	<p>必要な教育及び訓練の実施の都度</p>		
		<p>の終了の都度の各工程に記載された廃止措置計画</p>	<p>法第二十二條の八第二項の認可を受けた</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>評価又は改善の都度</p>	<p>評価又は改善の都度</p>	<p>五年間</p>	<p>全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間</p>	<p>全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間</p>	
十二	工場又は事	<p>十一 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の設備の名称</p>	<p>十一 法第二十二條の七の二第一項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果</p>	十一	<p>法第二十二條の七の二第一項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果</p>	<p>リ 防護措置の評価及び改善の実施状況</p>	<p>チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</p>	<p>必要な教育及び訓練の実施状況</p>	<p>必要な教育及び訓練の実施のつど</p>		
		<p>の終了のつど</p>	<p>法第二十二條の八第二項の認可を受けた</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>（新設） （新設）</p>	<p>（新設） （新設）</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間</p>	<p>全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間</p>

業所において用いた資材その他放射能濃度の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録

イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染

調査の都度

工場又は事業所から搬出された後十年間

業所において用いた資材その他放射能濃度の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録

イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染

調査のつど

工場又は事業所から搬出された後十年間

結果	算条件及び	は、その計	行つた場合	よる評価を	いて計算に	性物質につ	物中の放射	度確認対象	(4)	、その結果	の除去を行	つた場合は	放射能濃	その都度	(3)	放射能濃	その都度	(2)	放射能濃	確認対象物	の状況につ	いて調査を	行つた結果
									材質及び重量														

結果	算条件及び	は、その計	行つた場合	よる評価を	いて計算に	性物質につ	物中の放射	度確認対象	(4)	、その結果	の除去を行	つた場合は	放射能濃	そのつど	(3)	放射能濃	そのつど	(2)	放射能濃	確認対象物	の状況につ	いて調査を	行つた結果
									材質及び重量														

物中の放射	(3) 放射能濃度の測定結果	(2) 放射能濃度の測定条件	(1) 放射性物質の放射能濃度の測定結果	に係る記録	確認対象物の測定及び評価	放射能濃度の測定結果	行う方法について評価を行った結果	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	物質の選択を行った結果	(5) 評価に用いる放射性物質の選択の都度
	測定又は評価の都度	測定又は評価の都度	測定又は評価の都度					評価の都度		工場又は事業所から搬出された後十年間
	工場又は事業所から搬出された後十年間	工場又は事業所から搬出された後十年間	工場又は事業所から搬出された後十年間					工場又は事業所から搬出された後十年間		工場又は事業所から搬出された後十年間

物中の放射	(3) 放射能濃度の測定結果	(2) 放射能濃度の測定条件	(1) 放射性物質の放射能濃度の測定結果	に係る記録	確認対象物の測定及び評価	放射能濃度の測定結果	行う方法について評価を行った結果	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	物質の選択を行った結果	(5) 評価に用いる放射性物質の選択のつど
	測定又は評価のつど	測定又は評価のつど	測定又は評価のつど					評価のつど		工場又は事業所から搬出された後十年間
	工場又は事業所から搬出された後十年間	工場又は事業所から搬出された後十年間	工場又は事業所から搬出された後十年間					工場又は事業所から搬出された後十年間		工場又は事業所から搬出された後十年間

7 2 2 6 (略) 第一項の表第二号ト及びチ、第五号、第九号、第十	能濃度の決定を行った結果 (4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果 (5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目 ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度 その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間 工場又は事業所から搬出された後十年間 工場又は事業所から搬出された後十年間

7 2 2 6 (略) 第一項の表第二号ト及びチ、第五号、第九号並びに	能濃度の決定を行った結果 (4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果 (5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目 ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	そのつど そのつど	工場又は事業所から搬出された後十年間 工場又は事業所から搬出された後十年間 工場又は事業所から搬出された後十年間

一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第二十二
条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項
の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第七条の二の二 法第二十一条の二第一項の規定により
、加工事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定
め、これに基づき保安活動（第七条の二の九から第七
条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、
評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を
継続して行わなければならない。

(加工施設の施設定期自主検査)

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により
、加工事業者は、次の各号（法第二十二条の八第二項
の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査
に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第九条に規定する加工施設（次号に規定するも
のを除く。）は、当該施設の性能が法第十六条の四
の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術
上の基準に適合しているかどうかについての検査を
一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2 (略)

第十一号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三
項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受
けるまでの期間とする。

(品質保証)

第七条の二の二 法第二十一条の二第一項の保安のため
に必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じる
に当たっては、品質保証計画を定め、これに基づき保
安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、
品質保証計画の改善を継続して行わなければならない
。

(加工施設の施設定期自主検査)

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により
、加工事業者は、次の各号（法第二十二条の八第二項
の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査
に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第九条に規定する加工施設（次号に規定するも
のを除く。）は、当該施設の性能が第三条の十八に
定める技術上の基準に適合しているかどうかについ
ての検査を一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2 (略)

(重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七条の四の四 法第二十一条の二第一項の規定により

加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
- 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。
- 五 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
 - イ 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。
 - ロ 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する

(新設)

こと。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七条の四の五 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

(新設)

-
- 四 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。
- 六 プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。
- ロ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。
- ハ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 八 前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。）の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
-

(加工施設の定期的な評価)
第七条の八の二 (削る)

法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2| (略)
3| 前二項の規定は法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(防護措置)

第七条の九 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
一 (略)

(加工施設の定期的な評価)

第七条の八の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一| 加工施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二| 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2| 加工事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

3| (略)
4| 前三項の規定は法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(防護措置)

第七条の九 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

(1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i) (iii) (略)

(2) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 十七 (略)

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し

(1) 鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i) (iii) (略)

(2) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 十七 (略)

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し

、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 二 （略）

十九 二十五 （略）

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「

、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 二 （略）

十九 二十五 （略）

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等」とあるのは「さく等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号

防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十八号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺

中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十八号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、

防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十九号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4

第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防

周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十九号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4

第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防

護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三〇六（略）

（保安規定）

第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しな

護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一（略）

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。

三〇六（略）

（保安規定）

第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しな

ければならない。

一〇十六 (略)

十七 重大事故等発生時における加工施設の保全のため
の活動を行う体制の整備に関すること。

十八 大規模損壊発生時における加工施設の保全のため
の活動を行う体制の整備に関すること。

一九〇二十三 (略)

2 法第二十二條の八第二項の認可を受けようとする者は、
当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置
計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二
十二條第一項の規定により認可を受けた保安規定につ
いて次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定
の認可を受けなければならない。これを変更しようとする
ときも同様とする。

一〇七 (略)

八 加工設備本体の操作停止に関する恒久的な措置に
関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存
在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により
操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留
している場合を除く。)

九〇十四 (略)

十五 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱
いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質
が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法に

ければならない。

一〇十六 (略)

(新設)

(新設)

一〇七二三 (略)

2 法第二十二條の八第二項の認可を受けようとする者は、
当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置
計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二
十二條第一項の規定により認可を受けた保安規定につ
いて次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定
の認可を受けなければならない。これを変更しようとする
ときも同様とする。

一〇七 (略)

八 加工設備本体の操作停止に関する恒久的な措置に
関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存
在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操
作した後核燃料物質が回収されることなく滞留し
ている場合を除く。)

九〇十四 (略)

十五 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱
いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が
存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法によ

より操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十六〜十八 (略)

十九 重大事故等発生時における加工施設の保全のため、の活動を行う体制の整備に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十一〜二十五 (略)

3 (略)

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（核燃料取扱主任者の選任等）

第八条の四 法第二十二條の二第一項の規定による核燃料取扱主任者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第二十二條の二第一項の原子力規制委員会規則で

り操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十六〜十八 (略)

（新設）

（新設）

十九〜二十三 (略)

3 (略)

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核燃料取扱主任者の選任等）

第八条の四 法第二十二條の二第一項の規定による核燃料取扱主任者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

（新設）

定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

3| 法第二十二條の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

2| 法第二十二條の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(試験の方法等)

第八条の五 核燃料取扱主任者試験（以下「試験」という。）は、筆記試験とする。

2| 試験は、核燃料物質取扱主任者の職務を行なうに必要な専門的知識及び経験を有するかどうかを判定することを目的とする。

3| 試験は、次の各号に掲げる事項について行なう。

- 一| 核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
- 二| 核燃料物質の取扱いに関する技術
- 三| 放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術
- 四| 核燃料物質に関する法令

4| 次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。

免除を受けることができる者	事項
一 第一種放射線取扱主任者試験合格者	前項第三号に掲げるもの

<p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学院の専門職学位課程そ 他の課程であつて、原子力規制委員会 が第二項の専門的知識及び経験を修得さ せるために適当と認めるもの（以下「認 定課程」という。）を修了した者（前項 第一号から第三号までに掲げる事項に関 する科目の単位を修得した者に限る。た だし、その者が、当該認定課程を修了し た日から起算して五年を経過したときは 、この限りでない。）</p>	<p>前項第一号 から第三号 までに掲げ るもの</p>
---	--

（削る）

（試験及び合格者の公告）
 第八条の六 試験の日時、場所その他試験の施行に関し
 必要な事項及び試験の合格者の氏名は、官報で公告す
 るものとする。

（削る）

（受験手続）
 第八条の七 試験を受けようとする者は、別記様式第一
 による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、
 原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 履歴書（別記様式第二）
 二 戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこ

れらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの

三 顔写真（受験申込み前一年以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの（縁無しのものに限る。）で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

四 認定課程を修了した者にあつては、当該認定課程の修了証明書及び修得単位証明書

（核燃料取扱主任者免状の再交付）

第八条の八 核燃料取扱主任者免状を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、核燃料取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

（核燃料取扱主任者免状の返納）

第八条の九 法第二十二條の三第三項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられた者は、すみやかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

（課程の認定）

第八条の十 原子力規制委員会は、第八条の五第四項第二号の規定による試験の免除に関し、大学院の課程が同条第二項の専門的知識及び経験を修得させるための

（削る）

（削る）

（削る）

課程として適当であることを認定するものとする。

(認定の申請)

第八条の十一 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第二の二による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 教員組織に関する事項
- 二 授業科目及び授業の方法に関する事項
- 三 成績評価基準に関する事項
- 四 前三号に係る教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

(認定基準)

第八条の十二 原子力規制委員会は、前条の規定による認定の申請があつた課程が原子力規制委員会が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 認定基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教員組織に関する事項
 - 二 授業科目及び授業の方法に関する事項

(削る)

(削る)

(削る)

- 三 成績評価基準に関する事項
- 四 前三号に係る教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

(変更の届出)

第八条の十三 第八条の十の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第八条の十一の申請書及び書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第二の三による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

(報告の徴収)

第八条の十四 原子力規制委員会は、認定課程が認定基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、認定課程設置者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(認定に係る確認)

第八条の十五 認定課程設置者は、その認定課程が認定基準に適合しているかどうかについて、五年ごとに、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(核物質防護規定)

第九条 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通(加工施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第九条の二の二 (略)

2 法第二十二條の七第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通(加工施設のうち令第六十四條の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通

(認定の取消し)

第八條の十六 原子力規制委員会は、認定課程が認定基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(認定等の公示)

第八條の十七 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第八條の十の規定による認定をしたとき。
- 二 前條の規定により認定を取り消したとき。

(核物質防護規定)

第九条 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第九条の二の二 (略)

2 法第二十二條の七第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

とする。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九条の三の二 法第二十二條の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(新設)

(評価の結果等の届出)

第九条の三の三 法第二十二條の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第二十二條の七の二第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(新設)

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

(届出事項)

第九条の三の四 法第二十二條の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二條の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該加工施設について、法第十六條の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該加工施設について、法第二十二條の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該加工施設において、加工施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能

(新設)

性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該加工施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九条の三の六 法第二十二條の七の二第五項の規定による公表は、法第二十二條の七の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二條の三の規定により、加工事業者(旧加工事業者等を含む。以下次条及び第十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設

(新設)

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二條の三の規定により、加工事業者(旧加工事業者等を含む。以下次条及び第十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは

における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、加工に支障を及ぼしたとき。

四〇七 (略)

八 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ〇八 (略)

九〇十二 (略)

(報告の徴収)

第十条 加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、加工に支障を及ぼしたとき。

四〇七 (略)

八 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ〇八 (略)

九〇十二 (略)

(報告の徴収)

第十条 加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第十五条 法第二十二條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第六十八條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十七條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第八條の四第三項の書類
- 二 第九條の二の二第二項の書類

(削る)

(身分を示す証明書)

第十五条 法第二十二條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三の二によるものとし、法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三の三によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十七條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第八條の四第二項の書類
- 二 第九條の二第二項の書類

様式第1 (第8條の7關係)

核燃料取扱主任者試験受験申込書

(略)

様式第2 (第8條の7關係)

履歴書

(削る)

<p>(画 NQ)</p> <p>(画 NQ)</p>	<p>(略)</p> <p><u>様式第 2 の 2 (第 8 条の 1 1 関係)</u> <u>認定申請書</u> (略)</p> <p><u>様式第 2 の 3 (第 8 条の 1 3 関係)</u> <u>認定変更届出書</u> (略)</p>
<p><u>様式第 1 (第 1 0 条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>様式第 3 (第 1 0 条関係)</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>様式第 2 (第 1 5 条関係)</u></p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p><u>様式第 3 の 2 (第 1 5 条関係)</u></p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>(略)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>(略)</p>

<p>第 22 条 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、第 43 条の 3 の 24 第 6 項、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>第 22 条 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第 12 条第 6 項 (第 22 条第 6 項、第 37 条第 6 項、第 43 条の 20 第 6 項、第 50 条第 6 項、第 51 条の 18 第 6 項、第 56 条の 3 第 6 項又は第 64 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第 3 (第 15 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p>様式第 3 の 3 (第 15 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 12 条の 2 (略)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第 12 条の 2 (略)</p>
<p>第 22 条の 5 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第 22 条の 5 (略)</p> <p>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第4(第15条関係)

(表面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者)については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府

四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第4(第15条関係)

(表面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者)については原子力規制委員会とする。)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府

風公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設(製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

風公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第 1 項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 一〇 (略)

11 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去ることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機権の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物管使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物管使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第

12～19 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物管使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物管使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)第2項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験

6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機権の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規

定に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

定に係る部分を除く。) 第79条又は第80条 各本条の罰金刑